

新宿区立区民ホールインターネット利用環境サービス利用に 関する利用案内、注意事項並びに免責事項について

以下「利用案内」、「注意事項並びに免責事項」の内容を確認し、記載事項を遵守して利用します。

署名日 年 月 日

団体名

氏名

●利用案内

- 1 新宿区立区民ホールが提供するインターネット利用環境サービス（以下、「サービス」と言う。）は主催者用の設備です。主催者の責任においてご利用ください。
- 2 サービスの利用はホール利用時間内に限ります。
- 3 サービス利用料は無料です。ただし催事を有料配信する場合、施設利用料金は「入場料徴収あり」の区分が適用となります。
- 4 サービスの詳細
NTT 東日本 FLET' S 光 クロス オフィスタイプ
ルーター：XG-100NE（有線 LAN 及び無線 LAN 対応）
有線 LAN ポート：1G LAN 3ポート、10G LAN 1ポート（合計4ポート）
最大通信速度は上り/下り最大概ね 10Gbps または 1 Gbps
- 5 サービスの範囲は、モデム及び有線 LAN ポートの提供までとします。通信に必要な有線 LAN ケーブル等は主催者にてご用意ください。また、10G回線を利用希望の場合は、10G対応のケーブル等をご持参ください。
- 6 同時接続できる無線 LAN 端末の数は、有線 LAN ポート利用台数含め 32 台までです。ただし 10 台以下での利用を推奨します。その場合も利用環境（端末機器の仕様等）や回線の混雑状況等によっては快適にご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。
- 7 持込み機器類に電源供給が必要な場合は、附帯設備利用料（1 区分 1Kw あたり 200 円）が発生します。
- 8 持込み機器類や PC 設定（OS 及びブラウザの設定）、また無線 LAN 接続設定は主催者にて行ってください。また持込み機器の各種設定や環境についてはサポートいたしかねますので、ご了承ください。
- 9 情報セキュリティ対策は主催者の責任において実施してください。
- 10 主催者がサービスを利用する中で、サービスに係る設備を故意または過失により破損及び障害を発生させた場合は、主催者の負担にて補償をお願いいたします。
- 11 新宿区が提供している無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）とは別回線です。

●注意事項並びに免責事項

- 1 次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止することがあります。
 - (1)サービスの保守又は工事を行う場合
 - (2)自然災害及び停電等の非常事態により、サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
 - (3)サービスに係る設備の障害その他やむを得ない事由がある場合
 - (4)区民ホールがサービスの運用上必要であると判断した場合
- 2 次に同意の上、サービスをご利用ください。
 - (1)この利用案内及び注意事項並びに免責事項の内容（改正された場合にあっては、当該改正後の内容）を遵守すること。
 - (2)サービス利用者が下記禁止行為に掲げる行為を行った場合は、当該利用者、他の利用者、第三者及び新宿区に生じた損害について責任を負うこと。
- 3 サービスの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。
 - (1)ファイル共有ソフトの使用及び著しい大量のデータ通信行為
 - (2)第三者になりすましてサービスを利用する行為
 - (3)第三者の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (4)公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (5)犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそれらのおそれのある行為
 - (6)サービスを利用してマルチ商法をおこなう、又はこれに勧誘する行為
 - (7)不特定多数に配信する広告、宣伝、勧誘等若しくは詐欺まがいの情報又は嫌悪感を抱かせ、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (8)第三者に対しメールの受信を妨害する行為又は連鎖的なメールの転送を依頼し、若しくは当該依頼に応じて転送する行為
 - (9)サービスによる第三者への不正アクセス
 - (10)コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、サービスを通じて、又はサービスに関連して使用し、又は提供する行為
 - (11)第三者に迷惑若しくは不利益を及ぼす行為、サービスに支障を来すおそれのある行為又はサービスの運営を妨げる行為
 - (12)その他法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (13)その他施設管理上の支障があると区民ホールが認める行為
- 4 新宿区立区民ホールは次に掲げる事項については、一切の責任を負いません。
 - (1)サービスを利用して得た情報等の内容の真偽及び当該情報等の利用等により発生した損害
 - (2)サービスを利用した場合において、その提供の遅滞、変更、停止又は中止により発生した損害
 - (3)サービスの利用により生じた個人情報の漏えい、コンピューターウイルスの感染並びに機器等に生じた機能の不具合及びデータの消失等の損害
 - (4)サービスを利用することにより、他の利用者又は第三者との間で生じた紛争
 - (5)機器又はソフトウェアの設定、規格又は種類その他これに類する事由により、サービスを利用することができないことにより発生した損害
- 5 新宿区立区民ホールは、サービスの利用履歴等に関する一切の情報を第三者に提供しません。ただし、次に掲げる場合については、この限りではありません。
 - (1)刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から提供を求められた場合
 - (2)前号に掲げる場合のほか、法令に基づき提供を求められた場合